

2008年度事業報告書

2008年7月1日から2009年3月30日まで

特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ

1 事業の成果

2008年度の調査活動としては、女性の人権に関し、インドにおける女性に対する暴力に関する調査団を派遣し、政策提言を開始した。実体審理の開始されたクメールルージュ法廷では、当団体の提言してきた被害者参加の制度と仕組みが実現し、実体審理のモニタリング等を行った。ビルマの人権状況と難民の状況に関しては、ビルマの青少年に人権教育をする「ピースローアカデミー」が再開にこぎつけ、当団体の求めた難民の第三国定住が閣議了解されるなどの前進がみられ、前者については教育支援、後者については第三国定住のあり方に関する政策提言を進めているほか、人権状況の監視・ロビー活動を続けている。教育支援に関しては、中国の研究者・人権活動家に対する公益訟実務の研修受け入れを行い、法整備支援への貢献として、カンボジアで昨年制定された人身売買法の解説文書案を作成、カンボジア政府に交付した。国内情報提供としては、人権条約機関の先例のウェブサイトでの紹介が好評であり、また社会権の活用に関するセミナーでも成果があった。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	内容	実施時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
(人道法プロジェクト) 国際支援事業	クメールルージュ法廷については、公判のモニタリングを行い、日本での意識喚起のためのシンポジウム開催などを行った。	通年	カンボジア・東京	5名	カンボジア国民一般	
(女性と子どもの人権プロジェクト) 国際支援事業	9月にインドに女性に対する暴力に関する調査を行い、報告書作成・政策提言などの活動に従事した。子どもの人権に関しては、カンボジアの人身売買法の適切な施行に寄与すべく同法の解説文書案を起草、カンボジアに交付した。	通年	東京・大阪	25名	インド、カンボジア国民一般	0
国際支援事業 (人権侵害調査・公表プロジェクト)	ビルマについては、引き続き人権状況を監視、声明の公表、国会へのロビー活動、対外的なアピール活動を行ったほか、第三国定住の政策提言を行った。このほか、スーダン、ダルフール地方、パレスチナなどの人権状況について声明を発表、パレスチナに関しては事実調査報告会を開催した。	通年	タイ・東京・名古屋・神戸	15名	ビルマ国民一般、パレスチナ市民、スーダン国民一般	224

<p>国際支援事業 (海外人権教育プロジェクト)</p>	<p>ビルマの人権活動家を養成しているロースクールの再開のための基金を運用し、閉鎖していた同ロースクールの再開にこぎつけ、教育支援について検討を深めた。また、中国の研究者・人権活動家の公益訴訟の視察を受け入れるなどの教育支援も実施した。</p>	<p>通年</p>	<p>東京</p>	<p>10名</p>	<p>ビルマ、中国国民一般</p>	<p>0</p>
<p>人権の促進保護のための調査・研究・提言・普及事業 (外交政策・開発援助と人権プロジェクト)</p>	<p>NGO-外務省のODA政策協議会において、開発政策におけるジェンダーの問題に関する問題提起をしたほか、情勢に応じ、日本政府に対し人権状況改善のための役割を發揮するよう求める意見表明と働きかけを行った。</p>	<p>通年</p>	<p>東京</p>	<p>4名</p>	<p>不特定多数</p>	<p>0</p>
<p>人権の促進保護のための調査・研究・提言・普及事業 (国内情報提供プロジェクト)</p>	<p>ウェブサイトでは、情勢に応じ当団体の立場を表明するほか、国際人権の先例の要旨を公表している。海外の人権問題を身近に知る機会を提供すべく、「ヒューマンライツ・カフェ」と題する連続イベントを開始したほか、各種学習会を開催した。特に日本ではいまだ理解が進んでいない社会権についての普及・啓発にとめた。人権問題をわかりやすく伝える書籍「人権で世界を変える30の方法」の出版準備をした。</p>	<p>通年</p>	<p>東京等</p>	<p>7名</p>	<p>不特定多数</p>	<p></p>